水辺のまちあそび

運営事業者　募集要項

水都大阪コンソーシアム

目　次

1.「水辺のまちあそび」運営事業の概要 ･････････････････････････ Ｐ 1

2. 事業実施にかかる条件 ･････････････････････････････････････ Ｐ 3

3. 応募者の要件 ･･･ Ｐ 6

4. 応募の手続き ･･･ Ｐ 7

5. 運営事業者の選定方法 ･････････････････････････････････････ P10

6. 契約等に関する事項 ･･････････････････････････････････････ P11

7. 提出先、問合せ先 ･･･ P12

「水辺のまちあそび」 運営事業者　募集要項

1.「水辺のまちあそび」運営事業の概要

１－１　趣旨

水都大阪コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）は、水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」を実現するため、「水と光のまちづくり推進会議」より示された基本方針に基づきオール大阪で取り組みを進めている。本事業は、その取り組みの一つである中之島公園とその周辺において、平成 29 年度に本要項に定める期間は、にぎわいづくりに資する事業を展開し、平成 32 年には日常的に水辺のにぎわいづくりにつながる催しやイベントなどが実施されていることを目標とする。

中之島公園におけるにぎわいの恒常化に向けた取り組みスケジュールについては、別紙A参照のこと。

※水都大阪コンソーシアムに関する詳細は以下を参照のこと。

http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/press/290213suito.pdf

１－２　基本方針・事業内容

本運営事業者は、以下の方針を理解のうえ、事業を展開するものとする。

（1）基本方針

①　世界に誇る「水と光のシンボル空間」の実現

②　多彩な民の参画とビジネス創出・活性化

（2）具体的な事業内容

①－１　公共空間の継続的活用

・水辺のまちあそびとしてにぎわいの恒常化をめざす取り組みを実施

・誘致イベントや飲食事業などを展開

①－２　にぎわいの総合プロデュース

・関係事業者との調整を踏まえ、他のエリアや団体との連携企画を実施

※昨年度の実績例　淀川舟運事業、大阪クラシック、大阪シティウオークなど

①－３　水と陸をつなぐ舟運と連動したにぎわいづくり

・水の回廊*における各拠点との舟運連携や飲食関係者との連携などを実施

*水の回廊：

大阪市内都心部を流れる川（堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川）

②　上記①－１から①－３の事業を実施しながら、別紙Ｂにある平成３０年度以降のスキームを提案する。

１－３　運営事業者募集の概要

趣旨と基本方針を踏まえ、コンソーシアムが主催する「水辺のまちあそび」における事業運営全般を担う事業者（以下、「運営事業者」という。）を募集する。

運営事業者は、中之島公園やその周辺でのにぎわいを創出するための企画・立案を行い、コンソーシアムと協議し承諾を得たのちに、公共空間を活用するために必要な占用許可等を取得し、プログラムの実施に必要となる施設などを設置し運営するものとする。

また、水の回廊やその他周辺エリアにおいて開催されるにぎわい等があれば、広報活動をはじめ積極的に連携しながら取り組むものとする。

（1）土地及び設置物の管理形態

①公募区域となる公園敷地等は、運営事業者が大阪市から占用許可を受け占用料を納付する。

②運営事業者が設置する設置物は、運営事業者が所有し、その管理責任を負うものとする。

・にぎわいを創出するプログラムの実施に必要となる設置物

・飲食サービス利用者及びイベント来場者への便益施設（テーブル、客席等）

・仮設厨房及びストックヤード等の飲食サービス提供等事業用設置物

・その他、事業者が提案し、設置する設置物

（2）費用の負担

①設置物にかかる資材等の調達、設置、維持管理・運営、撤去、占用敷地の原状回復にかかる一切の費用は、運営事業者の負担とする。

1－4　公募提案可能区域

所在地 公募提案区域	大阪市北区中之島一丁目 中之島公園その他周辺※ ※主な公募提案可能区域は下図を参照として、水の回廊やその他周辺エリアにおいても、実施にあたって調整する可能性があれば、この区域に限らず提案することは可能とする。
考慮すべき条件、 法規制等	準防火区域 都市計画公園区域：都市公園法 風致地区 消防法関連 保健衛生関連 建築基準法関連 興業場法関連

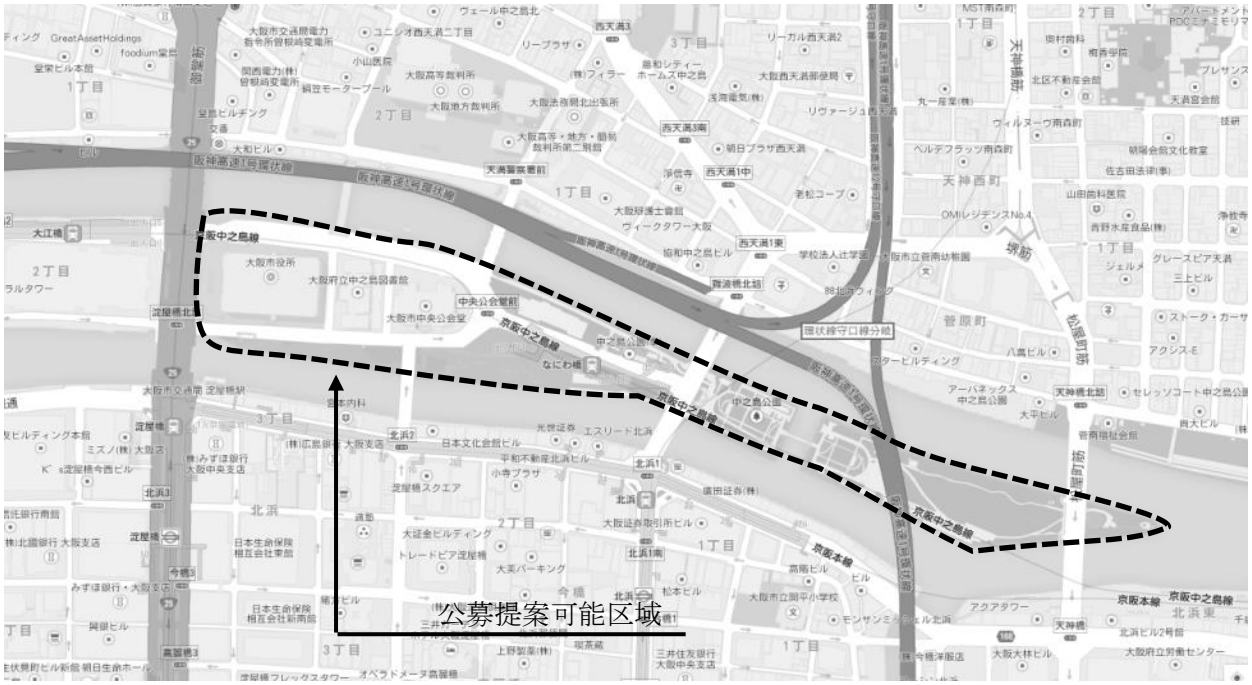

1－5　事業スケジュール（予定）

運営開始までの概ねのスケジュールは以下のとおり。

スケジュール（予定）	内　容
平成 29 年 5 月 2 日（火） 平成 29 年 6 月上旬	運営事業者の募集開始 運営事業者の選定 詳細は※４－１参照
平成 29 年 6 月上旬以降	契約の締結（コンソーシアムと運営事業者） 諸官公庁への関係協議、設営
平成 29 年 7 月上旬以降	各種提案内容の実施

2．事業実施にかかる条件

2－1　基本事項

①施設等設置可能区域は、1－4に示す囲み部（公募提案可能区域）とする。
ただし、施設等設置可能区域は、技術的条件や関係機関との協議状況などにより、位置の変更など調整を要する場合がある。

②本業務の実施にあたっては、大阪市公園条例、準防火地域関連、風致地区関連、消防法関連、保健衛生関連、建築基準法関連など各種関係法令・条項等を遵守すること。

③関連する法令等については運営事業者が調査すること。また、法令等に必要な手続き、手続きに伴う費用は運営事業者の負担とする。

④占用許可等の事業実施に必要な関係機関との協議等はコンソーシアムとともに行うこと。

⑤運営事業者は実施内容をコンソーシアムと十分協議したうえで、詳細な実施計画書を作成し、実施計画書に則って事業実施すること。

2－2　会場設置物

①主たる設置物は、仮設構造物とし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に適合するものとすること。建築確認申請を要する設置物を設置する場合、協議・調整や申請手続き等に必要な時間を十分に留意すること。また建築確認申請に係るすべての費用は運営事業者の負担とする。

②往来者や公園管理者関係車両等の通行を確保するため、約 3m の通路を確保すること。また往来者や自転車の障害とならないよう対策を講じ、安全面やいたずら等への対応についても十分に検討すること。

③点字ブロック上には、設置物や障害物を置かないこと。

④公募区域内の設置物は、1 ㎡あたりの上載荷重を 1t 以下とすること。

⑤設置物は仮設とするため、基礎工事を必要とする土地に定着する形態は不可とする。

⑥設置物の外観は、中之島公園や河川及び大阪市中央公会堂などの周辺施設の景観に対して配慮されたものとすること。設置物の配色や構造物の設置については公園管理者と十分協議するものとする。公募区域は風致地区であり、風致地区関連の諸条件に十分配慮すること。

⑦飲食提供の運営に必要なインフラ（上下水道及び電気、ガス等）の整備については、運営事業者が行うこととする。ただし、インフラは仮設仕様の形態とすること。

⑧出店店舗、上下水道設備、発電機又は電源車、音響設備・照明設備・その他資機材（サイン等）等の設置物を設置する位置は運営事業者が提案し、技術的条件や関係機関との協議状況などをコンソーシアムに報告すること。

⑨飲食事業などを実施する場合は、便益施設（トイレなど）に十分配慮すること。

⑩発電機又は電源車の燃料は適宜補給するものとし、エリア内の燃料タンク等の放置は不可とする。

⑪発電機又は電源車等は周囲から見えないよう保全対策を行うとともに、消防署等に保全および安全対策に必要な届け出等を行うこと。

⑫音響設備・照明設備・イルミネーション・その他資機材（サイン等）を設置・使用する場合は、周囲のへの影響などに十分に留意するとともに、公園利用者の動線の妨げとならないように留意すること。

⑬設置物の設置に伴い、公園植栽への散水等が困難になった場合、植栽への日常的な散水管理を運営事業者が実施すること。

２－３　設置撤去及び搬入出

①設置撤去及び搬入出については、搬入出車両の管理及び誘導を行うこと。

②区域内では、日曜・祝日の10時から16時まで車両の乗り入れができない。なお、その間車両の乗り入れを行う場合は、所轄警察署へ通行禁止道路通行許可申請を行い、許可を得なければならない。

③公園内の搬入出車両については、総重量（積載荷重共）4t 未満とする。

④公園内の車両の通行速度は時速 10km 以下とし、ハザードランプを点滅させ徐行すること。

⑤運営事業者は、設置撤去にあたり必要となる関係機関等への届出等を、法令、条例の定めにより実施しなければならない。

⑥運営事業者は設置撤去にあたって、周辺で関連工事等が行われる場合は当該事業者と密に連絡調整を行い、設置撤去の円滑な進捗を図るとともに、境界部分等については相互に協力し全体として支障のないものとしなければならない。

⑦公園施設、植栽や樹木などを傷つけることのないよう、設置撤去時は養生を施すなど細心の注意を払うこと。万一障害が発生した場合は、運営事業者の責任において処理することとし、コンソーシアムは一切の責任を負わない。

⑧設置撤去中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓および保安に努めなければならない。

２－４　まちあそびにおける提案条件

①開催期間は契約日から12月末日までの間とする。

②開催期間中の集客人数１３万人以上を目標とする。

※来場者数のカウント手法については、コンソーシアムと協議のうえ決定すること。

③誘致事業の計画を提案すること。　※昨年までの取り組み事例は別紙C参照

④飲食事業のみとならず、府民、市民が容易に参加できるイベントなども計画すること。

⑤舟運と連動したにぎわいづくりも提案すること。

⑥文化・芸術・スポーツ・健康をテーマにした別紙C以外の新たなプログラムも立案し提案すること。

⑦9月10日から10月 29 日の間おいて、土日・祝日には当該期間中８日以上、にぎわい創出するプログラムを実施すること。

また、9 月 10 日、16 日及び 10 月 28 日、29 日は、必ずにぎわい創出プログラムを実施すること。

ただし、当該期間中における企画・立案の際は、昨年度実施した次の配分を考慮したうえで、実施率を提示し、コンソーシアムの承諾を得ること。

2016「水辺のまちあそび」でのプログラム配分

分類	プログラム名	延べ実施時間	実施率(参考値)
飲食	クラフトビアピクニック	80	57%
	肉パーティー2016		
スポーツ・健康	リバーサイドヨガフェスタ	35	25%
	アウトドアヨガ祭り		
参加体験型	くうそうの島	12	8%
芸術	あかマルシェ	14	10%

⑧10 月 29 日を軸に開催される水都大阪のイベント事業や、12 月 14 日～25 日に開催される「OSAKA 光のルネサンス」と連携を行い事業を実施すること。
ただし、連携する事業の内容については、本事業契約後、コンソーシアムと協議し決定すること。
その他、現時点で予定されている以下のイベント等についても適宜、連携を行うこと。
（名称は変更となる可能性がある）
・大阪クラシック（9 月 10 日～16 日）
・淀川アーバンキャンプ 2017　9 月 30 日～10 月 1 日、10 月 7 日～9 日
・中之島公園バラ開花（秋）
⑨各出店店舗などを管理すること。
⑩適正に運営するために必要な体制を構築し、十分な運営要員を確保・配置すること。
⑪運営要員の休憩場所等は運営事業者で準備すること。
⑫水辺のまちあそび全体の報告（各取り組みの事業報告や収支報告など）や成果の報告（来客数、アンケート結果など）を行うこと。
⑬入場料や飲食物販等の収入を見込むイベントは可能とするが、高額な出店料や入場料、参加料などを徴収しないこと。

２－５　平成 30 年度以降のスキーム提案条件

より具体的な内容とするため、中之島公園の恒常的なにぎわいに必要な情報収集として、主要な事業者等へヒアリングを行ったうえ（最低 5 件以上）、平成 29 年 12 月末までに具体的かつ実現可能なスキームを提案すること。

２－６　その他条件

①排他独占的な公園使用につながるイベントなどは実施しないこと。
②未成年の飲酒防止対策を講じること。
③公序良俗に反するにぎわいプログラム飲食サービス等の提供・販売を行わないこと。
④事業のプロモーションの実施については、多言語表記を行うなど、インバウンド対応に配慮するよう努めるとともに、その手法についてはコンソーシアムと協議を行うこと。
⑤混雑時は利用者の誘導整理を行い、歩行者動線の確保を行うこと。
⑥雨天時においては、設置物等を安全な場所へ移動するとともに措置をとること。
⑦別途、計画している、水都大阪のイベント事業や文化・スポーツ事業など、場所が輻輳することがないように調整し、連携拡大をめざすこと。
⑧公園管理者をはじめとする行政協議の結果や、中之島周辺の既存事業者との調整により、提案した事業すべてが実施できるものではない。

⑨協賛広告などを収益とする場合においては、公園占用料とは別に使用料が必要となる場合がある。

⑩事業の進捗状況や実施内容について、月１回以上コンソーシアムに報告すること。

また、他のイベント等との連携について、各事業者とヒアリングを行ったうえで連携する方法を検討し、コンソーシアムに対し月１回報告すること。

⑪まちあそび期間中の来訪者に対するアンケート（満足度調査など）を実施し、回答内容をプログラム毎に集約し分析を行ったものを提出すること。

なおアンケート内容については、コンソーシアムと協議のうえ作成すること。

⑫インバウンドを意識するとともに水辺だけでなく川も活用した取り組みを検討すること。

⑬設置物や販売行為、イベント等に関して生じたトラブル（事故・苦情等）については、運営事業者が責任をもって対応するものとし、不慮の事故の場合はコンソーシアムと協議のうえ対応すること。

２－７　安全対策

①公募区域の公園敷地内であるため、災害時等に備えて連絡体制等を構築すること。また災害時には、避難等について公園管理者の指示に従うこと。

２－８　事業経費等

事業実施に必要な経費は以下のとおりとし、２－１～7の条件が達成できる金額としている。

①本事業の契約料　5,000,000 円（税込）を上限とする。

②実施するにぎわいプログラムや飲食事業などからの収益

③企業協賛金や事業協力金等

３. 応募者の要件

応募者は次に示す条件をすべて満たすこと。（グループで申し込む場合は、全ての構成員が次に示す条件をすべて満たすこと。）

①民法及び会社法（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ。）に基づく単独の法人又は民法及び会社法に基づく複数法人で形成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。また、単独の法人又は複数法人で形成されるグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこと。

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者。

③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けたものが、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）にかかる新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手

続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。

⑤自己又は自社の役員・関係者等が、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当していないこと。

⑥大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

⑦大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

⑧直近1カ年において、本店所在地の市町村税(東京都の場合は特別区税・都税)、消費税、地方消費税及び大阪市内に事業所を有する場合においては大阪市税を完納していること。

4. 応募の手続き

4－1 募集等のスケジュール

①応募開始	平成 29 年 5 月 2 日(火)
②説明会参加申込締め切り	平成 29 年 5 月 15 日(月)17 時 30 分まで
③説明会の開催(質問受付開始)	平成 29 年 5 月 17 日(水)
④質問受付締め切り	平成 29 年 5 月 24 日(水)17 時 30 分まで
⑤質問に対する回答	平成 29 年 5 月 29 日(月)予定
⑥応募書類の提出締め切り	平成 29 年 6 月 5 日(月)17 時 30 分必着
⑦プレゼンテーション・審査	平成 29 年 6 月上旬(予定)
⑧結果通知	平成 29 年 6 月上旬(予定)

4－2 募集要項の配布方法

募集要項は、大阪市、大阪府、コンソーシアムのホームページに掲載する。

4－3 説明会の開催

本件募集にかかる説明会を下記のとおり開催するので、応募を希望する者は必ず出席すること。

※説明会に出席しない場合、本事業募集に参加することができない。

なお、説明会参加希望者は、説明会参加申込書【別紙1】に必要事項を記入し、5 月 15 日(月)17時30分までに FAX にて本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで送信すること。送信後は着信の確認を電話にて担当事務局へ行うこと。

①開催日時　平成 29 年 5 月 17 日(水) 14 時

②開催場所　大阪府咲洲庁舎 38 階 大阪府 府民文化部会議室

③その他　当日は、募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。会場の都合により、出席者は 1 社につき 2 名(1 グループ最大 4 名)までとする。

4－4 応募に関する質問

(1)質問方法

質問票【別紙2】に必要事項を記載のうえ、本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、E メールでの提出を可とするが、送付後は提出先へ電話確認を行うこと。

※E メールによる場合は、件名に「【質問書】「水辺のまちあそび」運営事業者募集について」と明記すること。

(2)受付期間

平成 29 年 5 月 17 日(水)説明会終了後から 5 月 24 日(水)17 時 30 分まで

締め切り以降の質問は一切受け付けない。

(3)回答

受け付けた質問に対する回答は、平成 29 年 5 月 29 日(月)(予定)に大阪市、大阪府、コンソーシアムの各ホームページに掲載する。

ただし、説明会参加申込者がない場合及び質問がない場合は掲載しない。

4－5 応募書類の受付及び内容等

(1)受付期間

平成 29 年 5 月 17 日(水)説明会終了後から 6 月 5 日(月)17 時 30 分必着

(2)提出方法

提出期限までに本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

(3)必要書類及び提出部数

提出の際は、「①応募登録書類」と「②事業提案書類」は別ファイルとする。

①応募登録書類

名 称	様 式	部 数	内 容
⑴応募登録申込書	様式 1	1 部	所定様式に必要事項を記入
⑵誓約書	様式 2		
⑶共同企業体協定書	様式 3 (標準様式)	1 部	グループで申し込む場合のみ
⑷申込添付書類 ※		1 部	①会社定款又は寄附行為 ②商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書(提出日前 3 か月以内に発行) ③会社概要書 ④貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は、確定申告書(提出日前 1 年以内に発行) ⑤直近 1 ヵ年分の本店所在地及び大阪市(大阪市内に事業所を有する場合のみ)の市町村民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書(申請時点で発行から 3 か月以内のもの:写し可) ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合はその旨を記載した理由書(様式自由) ⑥消費税及び地方消費税の納税証明書 (納税証明書その３ (その３の２、その３の３でも可)) (申請時点で発行から３ヵ月以内のもの : 写し可)
⑸事業実績調書	様式自由	1 部	本事業と同種及び類似事業の実績調書 (開催当たりの集客人数など)

※グループで応募する場合、すべての構成員について提出すること。

②事業提案書類

下記書類を正本 1 部、副本 10 部提出すること。

※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

種　類			内容・備考	書　式
表　紙				様式自由
目　次				様式自由
(1)企画審査項目			以下の項目について、文章、図面、イラスト、写真等でわかりやすく説明すること。	
	①企画概要			
		○全体コンセプト、事業概要、アピールポイント	水辺のまちあそびとして事業趣旨に沿ったコンセプトや提案事業概要、アピールポイント等を記載すること。	様式自由
	②具体的な事業内容			
		○誘致事業の提案など ○水辺のにぎわいの広がりや厚みなどにつながる提案企画	収益事業となる誘致イベント内容等について記載すること 他が主催するイベントとの連携提案なども含め記載すること 広報連携のみや協賛広告なども提案があれば記載すること	様式自由
(2)事業運営力審査項目				
	①運営計画（運営に関する条件提示）		運営体制、コンソーシアムとの連絡体制、工程表を記載すること。 工程表　諸官公庁等への協議開始から、施設物設置、撤去、公園管理者復旧立会までがわかるように記載すること。	様式自由
	②収支計画		事業収支計画を記載すること。	様式自由
	③契約料		希望する契約料について記載すること。	様式4

(4) 事業提案書類等の取扱い

①著作権

事業提案書類、その他応募者から提出された書類（以下、「事業提案書類等」という。）の著作権は、応募者に帰属する。ただし、コンソーシアムが必要と認めるときは、事業提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。ただし、契約に至らなかった応募者の事業提案書類については、運営事業者の選定に係る本事業の公表の目的以外に原則使用しない。

②提出書類の取扱い

事業提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合、及び大阪府や大阪市の関係条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

③提出書類の返却

提出された応募提案書類等は返却しない。

④事業提案書類等に使用する言語は日本語とする。

⑤応募にかかる経費は全額応募者の負担とする。

⑥書類の不備があった場合には、審査の対象とならない場合がある。

(5)その他

当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合には、大阪市、大阪府、コンソーシアムのホームページに掲載するので定期的に確認すること。なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、応募者が被った損害については、コンソーシアムは一切の責めを負わない。

5. 運営事業者の選定方法

5－1　審査方法

事業提案書類等及び応募者によるプレゼンテーションにより審査する。プレゼンテーション（平成 29 年 6 月上旬予定）は、30 分程度（質疑応答を含む）で実施を予定している。なお、プレゼンテーションにあたっては、事業提案書類等のみを使用すること。

審査は次の審査項目に基づき実施し、最優秀提案者を選定する。ただし、審査の結果、評価点が 6 割を下回った場合は、選定しないことがある。また、審査は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

5－2　審査の項目

事業提案を審査する際の項目は以下の通りとする。

【選定基準】

審査項目	審査のポイント	配点
企画力	・水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」の趣旨等を十分に理解し、提案事業がブランド向上や地域活性化に資する効果的な内容となっているか。 ・公共空間のにぎわい恒常化をめざす取り組み及び水と陸をつなぐ舟運との連動が期待できる提案となっているか。 ・中之島公園と公園を囲む川、建築物等との周辺景観と調和する展開が期待できるか。 ・他のエリアや団体との連携がスムーズに行うことができ、より高い集客力が見込まれる提案となっているか。 ・サイン等の多言語表記やきめ細かな接遇を行うなど、国内外からの来場者への十分なおもてなしが期待できる提案となっているか。	400 点
独自企画	・昨年までの水辺のまちあそびを踏まえ、同様のイベント開催ではなく斬新的な発想による効果的かつ独自の企画提案が盛り込まれているか。 ・収益事業を効果的に誘致し、事業拡大に使用されているか。	200 点
運営力	・開催期間中の会場運営、店舗、衛生管理・現状復旧、安全対策などを確実かつ効果的に遂行できる運営体制やスケジュールを含む運営計画等となっているか。 ・提案内容は高い実現性を有すると考えられるか。	300 点

提案価格	・次の計算式により評価点を算出 満点（100 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※提案価格は、募集要項に定めた 500 万円（税込）を上限とする。	100 点
	合計	1,000 点

5－3　ヒアリングの実施

審査にあたり、必要に応じて、応募者に対して内容の説明を求める場合がある。

5－4　結果の通知及び公表

結果は、全ての応募者に通知（共同企業体で応募した場合は、その代表に通知）する。なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

5－5　失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とする。

①応募者がコンソーシアムの関係者及び審査員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

②他の応募者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。

③運営事業者選定終了までの間に他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

④応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。

⑤応募者が応募受付日から契約締結日までの間に「3．応募者の要件」の応募資格の条件に該当しなくなった場合。

⑥プレゼンテーション審査を欠席した場合。

⑦2 案以上の企画提案をした場合（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）

⑧その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

5－6　応募者が1者又は無い場合の取り扱い

応募者が1者の場合であっても、審査を実施する。ただし、応募者がない場合は本件の公募を中止する。

6．契約等に関する事項

6－1　契約の締結等

①契約後、事業者の責めに帰すべき事由により施設が設置されない又は営業されない場合は、契約を解除するとともに、運営事業者は契約書に定める違約金を支払うこと。

②施設完成後、事業から撤退する場合は、運営事業者が施設、設備等の撤去のうえ原状回復すること。

6－2　その他

本要項に記載のない事項は、契約締結時に別途コンソーシアムと協議のうえ、決定する。

7. 提出先、問合せ先

担当:水都大阪コンソーシアム

住所:〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階

電話:06-6210-9311　FAX:06-6615-6300

E-mail:info@suito-osaka.jp

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く